船舶事故調査報告書

平成２６年７月３１日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　横　山　鐵　男（部会長）
委　　員　　庄　司　邦　昭
委　　員　　根　本　美　奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成２４年１２月４日　２２時００分ごろ～５日　０１時００分ごろの間）
発生場所	鹿児島県指宿市山川港番所鼻東南東方沖 山川港番所鼻灯台から真方位１１７°３，８５０m付近 （概位　北緯３１°１１．７′　東経１３０°４０．４′）
事故調査の経過	平成２４年１２月１８日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 漁船　第８栄久丸、２．８トン ＫＧ３－３８９００（漁船登録番号）、山栄水産有限会社 ８．７６m（Lr）×２．４５m×０．６５m、ＦＲＰ ディーゼル機関、漁船法馬力数５０、平成１３年８月２８日
乗組員等に関する情報	船長　男性　５４歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５８年２月２４日 免許証交付日　平成２０年１２月１１日 （平成２５年１２月１０日まで有効）
死傷者等	死亡　１人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、まき網船団の灯船であり、漁労長である船長が１人で乗り組み、同船団所属のもう１隻の灯船（１人乗り）（以下「僚船」という。）と共に平成２４年１２月４日１７時００分ごろ山川港を出港し、１８時ごろ山川港番所鼻東南東方沖で錨泊を行い、水中灯火を点け、集魚を行っていた。 僚船の船長は、本船の北方で１８時ごろ錨泊して同じように集魚を行い、２２時ごろ本船の灯火を目撃した後、５日０１時ごろ、携帯電話で本船に連絡したが、応答がなく、後方を確認したが、本船の灯火も見えず、無線でも連絡が取れなかったので、網船に連絡して捜索を開始し、会社経由で漁業協同組合及び海上保安庁に連絡した。 海上保安庁の巡視船艇及び航空機並びに地元漁船は、捜索を開始し

	たが、本船を発見できず、６日午前、海上保安庁の測量船が、本船の錨泊場所から南南西方約４７０ｍ、水深約６０ｍの海底に凸状の起伏を見付け、１５時ごろ船主が手配したダイバーによって本船と確認された。 本船は、起重機台船によって引き揚げられ、山川港に陸揚げされたが、船長が行方不明となった。 船長は、海上保安庁の航空機及び船艇並びに地元漁船により、捜索が行われたが、発見されず、後日、失踪宣告により、死亡認定された。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北北西、風力　３、視界　良好 海象：波高　約１．５～２．５ｍ
その他の事項	本船が沈没した状況を目撃した者はいなかった。 本船に備え付けられていた救命胴衣は船室に保管されていた。 本船には、他船との衝突痕等が認められた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	 不明 不明 不明 船長は、行方不明となり、後日、死亡認定された。 本船は、山川港番所鼻東南東方沖において、僚船と共に錨泊して集魚を開始した後、２２時００分ごろ僚船が本船の灯火を認めたものの、５日０１時００分ごろ僚船の携帯電話に応答せず、後日、付近海底で発見されたので、２２時００分ごろ～５日０１時００分ごろの間において、沈没したことから、船長が行方不明となった可能性があると考えられる。 本船が、沈没した状況については明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、山川港番所鼻東南東方沖で錨泊して集魚を開始した後、沈没したため、発生した可能性があると考えられる。